

広情個審第38号
平成29年1月5日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年4月30日付け広西生第58号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第101号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申する。

【諮問事案】

平成27年4月30日付け広西生第58号の諮問事案（諮問第101号事案）

平成27年3月19日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年4月2日付け広西生第7号で行った存否応答拒否決定に対する同月7日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求に対し、その存否の情報を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「生活保護を受けている特定人の①現在の住所地及び施設名②生活支援又は金銭管理等をしている人の連絡先に関する公文書」（以下、「本件請求対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書の主な主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 特定人及びその配偶者は異議申立人が所有するアパートに入居していたが、当該配偶者の死亡後、特定人はアパートを退去した。特定人からは転居先等を知らされていない。

イ 特定人は、家賃を滞納しているほか、1か月前に解約通知がない場合1か月分の家賃を支払うという契約上の違約金を支払っていない。家賃の滞納等を解消するため特定人若しくは生活支援又は金銭管理等をしている人（以下「代理人等」という。）

と話をしたい。これらについては賃貸借契約に規定しており賃借人が社会的に当然果たすべきことであり、プライバシーの保護との比較考量で見たときに開示することの方が妥当性は高い。

ウ 代理人等は介護保険等の受給手続を代行していると思われるが、そうした業務を行っているのであれば、社会的にも責任ある立場であり、プライバシーに関わるといっただけで連絡先を教えられないとするのは不合理である。

代理人等は社会的責任を果たすべきであり、特定人はともかく代理人等の連絡先は開示されてしかるべきである。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

異議申立人は、未納の家賃等について話すことは、賃借人が社会的に当然果たすべきことであり、プライバシーの保護との比較考量で見たときに開示することの方が妥当性が高い等と主張するが、個人に関する情報の開示を求めるものであり、条例第7条第1号の不開示情報に該当するものである。

特定人の居住地等の情報の開示を請求していることから、当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号に規定する不開示情報が開示されると同様に、個人の権利利益を侵害することとなるため、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件請求対象公文書について

本件開示請求に係る公文書開示請求書の記載内容から、本件請求対象公文書は、特定人に係る生活保護費の支給に関する公文書である。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号の定めについて

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害す

るおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。

イ 条例第7条第1号該当性について

特定の個人が生活保護を受給しているか否かという事実は、個人の財産状況に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当する不開示情報である。

したがって、本件請求対象公文書は、その存否を答えるだけで、条例第7条第1号に規定する不開示情報を開示することになるから、条例第10条により、本件請求対象公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した決定は、妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 5. 1	広西生第58号の諮問を受理（諮問第101号で受理）
28. 11. 4 (第1回審査会)	第2部会で審議
28. 12. 9 (第2回審査会)	第2部会で審議
28. 12. 28 (第3回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送(株)報道制作局長
田 邊 誠	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授